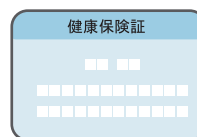


接骨院・整骨院等を受診するとき

接骨院・整骨院で組合員証(保険証)が使える施術は限られています

接骨院・整骨院では、柔道整復師が施術を行います。柔道整復師は医師ではないため、保険医療機関と同じように検査・治療が行うことができず、組合員証(保険証)が使える場合は限られています。



組合員証(保険証)が使える場合

骨折、脱臼、打撲、捻挫(いわゆる肉ばなれを含む。)

※骨折および脱臼については、応急処置をする場合を除きあらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

外傷性が明らかで、慢性的な状態に至っていないものに限られます。

組合員証(保険証)が使えない場合 (全額自己負担)

- 日常生活からくる肩こり、腰痛、筋肉疲労
- 保険医療機関で治療中の負傷(整形外科等)
- 労災保険が適用となる公務災害(仕事中の負傷)、通勤災害(通勤途中での負傷)
- 脳疾患後遺症等の慢性病
- 症状改善の見られない長期の施術

など

チェックポイント

- ◎ 「療養費支給申請書」に署名する際に、必ず傷病名・施術部位・施術日数・金額等を確認してから、自分で署名してください。
- ◎ 接骨院・整骨院等での施術内容の照会にご協力ください。調査が必要な方に対し、施術を受けてから概ね2ヵ月後に委託業者(株式会社オークス)からご自宅に調査書を送付します。照会があった際は、ご協力をお願いします。

医療福祉費支給制度(マル福)に 該当していませんか?

〈届出の必要なマル福〉

- 妊産婦
- 母子、父子家庭
- 重度心身障がい者

※小児マル福はお住いの市町村の条例で定められた年齢まで該当扱いとなるため報告は不要です。(所得制限により非該当、または非該当から該当になったときは届出が必要になります。)



組合員や被扶養者の方の医療費の自己負担額が一定額を超えたときに、附加給付(一部負担金払戻金、家族療養費附加金等)を支給しています。しかし、この附加給付はお住いの市町村が実施する医療福祉費支給制度(通称「マル福」といいます。)に該当していると、給付が重複してしまいます。その場合は、附加給付等を返還していただくことになりますのでご注意ください。

適正な給付を図るため、マル福に該当し、「医療福祉費受給者証」が交付されたときは、共済事務担当課をとおして、マル福証の写しを添付のうえ「共済組合員申告書」等を提出してください。